**平成２３年（フ）第７９０号**
横浜市青葉区鴨志田町512番地　鴨志田住宅４―306
債務者　春井　雅文
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８１６号**
横浜市泉区和泉町3837番地１　フォレストいずみ中央604
債務者　阿部　正彦
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６４号**
岡山県瀬戸内市長船町福里99番地12
債務者　森田　弘美（旧姓高森）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２８号**
岡山市中区中島61番地１
債務者　阿部久美子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１５８号**
岡山市南区西高崎42番地61
債務者　松成　正人
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３７５号**
大阪市生野区新今里３丁目３番25号　富士ロイヤル502
債務者　松石　哲也
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２１９８号**
大阪市生野区巽北３丁目13番20号　ベルタツミ307
債務者　東　　宏幸
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１７９７号**
東京都八王子市館町1643番地８
債務者　露木　隆弘
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３７１号**
東京都あきる野市二宮2254番地１二宮ハイツ205号
債務者　窪田　幸良
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３８２号**
東京都調布市下石原１丁目27番地４
債務者　國領百合子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３８３号**
東京都調布市下石原１丁目27番地４
債務者　國領　和典
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１１０号**
青森市富田５丁目11番17号　中嶋功方
債務者　矢萩　真浪
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第９０号**
愛知県豊橋市森岡町16番地７
債務者　野田大工こと　野田　　学
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第８号**
島根県浜田市港町198番地１
債務者　曽利田章憲
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第９２号**
千葉県船橋市藤原２丁目15番１号　ミスティハウス102号、開始決定時の住所千葉県市川市若宮３丁目40番４号
破産者　高松　邦男
1　決定年月日　平成23年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第１９５８号**
大阪市中央区上町１丁目６番19号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区（大阪市東区上町１丁目６番19号）
破産者　日設産業機器株式会社
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部